

## 第 62 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成 28 年 10 月 14 日（金）14:00～14:45

2 場 所 総務省第 2 庁舎 3 階第一会議室

3 出席者

（部 会 長） 川崎 茂

（委 員） 西郷 浩

（専門委員） 安倍 澄子

（審議協力者（学識者等）） 野崎 和美

（審議協力者（各府省等）） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県、千葉県

（調査実施者） 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：春日課長ほか  
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：齋藤管理官補佐

（事 務 局） 総務省：横山大臣官房審議官

総務省統計委員会担当室：吉野政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 作物統計調査の変更について

5 議事録

○川崎部会長 それでは、ほぼ定刻になりましたので、これから第 62 回産業統計部会を始めます。

今日は、ほぼ 1 か月ぶりで、作物統計調査の変更に関する第 3 回目の審議ということになります。今回が作物統計調査の審議、最終ということで、答申案の御審議を中心にお願ひする予定でおりますので、よろしくお願ひいたします。

一応、予定としては 16 時までとなっております。今回は多分延長することはないだろうと思いますが、もし御都合の悪い方がおられましたら、退席していただいても差し支えありません。

それから、今日は、河井委員と野見山専門委員が所用により御欠席です。それから、安倍専門委員は少し遅れて御出席ということですが、待たずに始めさせていただきます。

それでは、今日の審議に入ります前に、本日の配布資料、それから審議スケジュールにつきまして、事務局から御説明をお願ひしたいと思います。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、議事次第に記載しております配布資料のリストと比較しながら、御確認いただければと思います。

本日の配布資料につきましては、資料 1 としまして、前回の部会審議において整理、報告等が求められた事項に対する調査実施者の回答、資料 2 としまして答申案、そして参考

資料として、事前に皆様方にお送りして内容を御確認いただきました前回部会の議事概要をお配りしております。資料に不足等ありましたら、お申し出ください。

それでは、本日は初めに、資料1に基づきまして、前回部会で整理、報告等が求められた事項に対する調査実施者からの回答を踏まえて、御審議をお願いいたします。

その後、資料2に基づき、答申案について審議をお願いいたします。

事務局からの説明は以上になります。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、今お話がありましたとおり、まず資料1に基づきまして、前回の部会において出ました意見につきまして、調査実施者から御説明をお願いしたいと思います。では、よろしくをお願いいたします。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 農林水産省です。

お手元の資料1を御覧ください。前回の審議におきまして、茶期別の荒茶の生産量について、平成27年産のデータをお示ししておりましたが、経年変化を比較してみたいということで、経年変化がどうなっているのかということ、それから、全体の構成比で見ますと、私どもの調査と全国茶生産団体連合会の数字に大きな差はなかったわけですが、実数で見ますと一定程度の差があるということで、これらについて説明したいと思います。

まず、1ページ目の回答のところを御覧いただきたいと思いますが、まず初めに、回答欄のところの真ん中辺に※印がありますが、私どもの調査と連合会の調査の手法について記載をしております。

私どもの作物統計調査におきましては、全国の荒茶工場、約5,400工場ありますが、このうち1,300工場を抽出いたしまして、標本調査を行いまして、全国値を推定するという方法を採用しております。

一方の連合会の調査ですが、これはJAや茶の共販団体等から聞き取りを行ってございまして、その積み上げで行っているということですが、団体に加入していない生産者が若干おられまして、そこが大手の飲料メーカーと直接契約をしているものがありますが、それらについては含まれていないと聞いているところです。

表を御覧いただきたいと思いますが、平成23年から平成27年までの5か年間におきまして、農林水産省の公表値と連合会の発表している数字を比較しております。年によって若干、差はありますが、1%から2%の差になっているということです。特段、大きな年変動はないと理解しております。いずれの場合も、農林水産省の数字が、若干ですが、上回っているということです。

これを茶種別に見たものが、次のページの表です。茶種別のものでございまして、平成26年と27年の数字を載せておりますが、生産量の少ない、例えば玉緑茶というのがありますが、そこでは私どもの数字と連合会の数字で、率で言いますと20%程度の差があります。数量で一番差がありますのは普通せん茶のところ、約2,000トン程度の差が見られるということです。これは、先ほど申したとおり、大手飲料メーカーのデータが連合会においては一部抜けている部分があるということによるものと思っております。

それから、玉緑茶の数字が、農林水産省の数字が小さくなっておりませんが、こちらは逆に、おおい茶のところを見ていただきますと、農林水産省の数字の方が若干多くなっておりまして、玉緑茶の中に一部覆いをかけているものがありまして、そちらは私どもはおおい茶に分類しているものがありまして、そういった形になっているということです。

一方で、行政の利活用ではどうなっているのかということですが、まず食料・農業・農村基本計画における生産努力目標は、茶期別には定めておりませんで、荒茶の生産量全体で見えております。こちらについては、私どもも引き続き調査を行うこととなっております。

それから、別紙で「茶をめぐる情勢」というものが付いていると思います。これがお茶を担当している部局で毎年作成している行政の資料になりますが、これを、表紙をめくっていただきまして、更に1枚めくっていただきまして、右下に四角で囲って2ページというものがあります。そこに、参考でお茶の種類について説明がありまして、そこには右側に、生産割合と荒茶価格というのが載っております。茶種別の数字は、この行政資料ではここにだけ出てくるものでありまして、資料は全国茶生産団体連合会調べの数字を載せているということで、私どもの調査結果の部分は使われていないということです。

こういった状況でして、経年的に見ますと、私どもの数字と連合会の数字は大きな差はないということ、それから、行政の利活用上でも、私どもの数字は茶期別については使われておりませんので、作物統計調査におきまして、茶種別の調査を簡素化したしましても、行政利用上の支障はないものと考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは今の御説明に関しまして、何か御質問あるいは御意見等がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にありませんか。今の御説明は大変よく理解できたわけですが、要は、細かく見ていくと、二つの情報源だから何らかの差は出てくるだろうが、それはそれぞれ説明のつくことであるということのようです。また、大筋の数字である年間の合計の生産量、それから特にその中でも重要な一番茶のところについては、きちんとこの調査の中で調べておられるということですので、その意味で支障はないということと理解しました。この点については御説明を了承したものとさせていただきます。

ありがとうございます。

それでは続きまして、今度は答申案の審議に入らせていただきたいと思います。

今のお茶の収穫量のところにつきましては、この答申案を作成したところではまだ御説明いただいていない段階でしたので、中身のところでは「P」ということでペンディングのマークを付しておりますが、それ以外のところにつきましては、これまでの審議を踏まえて、事務局に作成をしていただいたものです。

それでは、これにつきましては、皆様にあらかじめ御覧いただいているところではありますが、ざっと答申案の構成につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、本日お配りしております資料2の答申案を御覧ください。

初めに答申案の構成についてですが、1ページの冒頭で「1 本調査計画の変更」という項目を設けまして、「(1) 承認の適否」として結論を記載した後、「(2) 理由等」として、1から12ページにかけて今回の調査計画における個別の変更内容についての部会としての判断を示しております。

続きまして、12ページから13ページにかけて、「2 前回答申における指摘事項への対応状況について」という項目を設けまして、前回答申で示された今後の課題への調査実施者の対応状況及びその対応状況に係る部会としての判断を記載しております。

続きまして、13ページになりますが、これまでの審議結果を踏まえ、「3 今後の課題」の項目を立てております。

なお、15ページ以降になりますが、別添としまして、本文に記載した内容に関連して、前回答申における指摘事項への調査実施者の具体的な対応状況であるとか、調査事項の変更内容を整理した対照表等を添付しております。

答申案の構成につきましては、以上になります。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、この答申案の順番に、個別に審議させていただきたいと思います。

まずは1ページ目のところからまいりますと、承認の適否というのが1の(1)のところにあります。これにつきましては、これまでの審議の内容を踏まえまして、全体として承認して差し支えないという判断とさせていただいております。これについては、恐らく問題ないだろうと思います。ただこの後、個別の項目ごとの説明につきましては、いろいろ若干の修正の部分もありますので、そのあたりをこれから順番に御覧いただくことになります。

まず、その後のところに、(2)理由等のところから説明がありますが、これらにつきまして、順番に確認をしながらこの記述でよろしいかということで御意見をいただきたいと思います。

まず、最初の理由等のところですが、調査対象の範囲の変更というのがあります。それから、その次が全国調査の周期の変更というところです。これらにつきまして、まず事務局からポイントを説明いただきまして、それから審議に入っていきたいと思いますので、お願いします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、まず審議を効率的に行っていただくために、答申案の記載内容につきましては、なるべく簡潔に説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに1ページの「ア 調査対象の範囲の変更」につきましては、これまで一般統計調査である特定作物統計調査において調査してきたそば及びなたねを、本調査の調査対象として追加するものです。

これについては、本調査における調査対象作物に係る選定基準を踏まえたものであることなどから、適当という形で整理しております。

続きまして、2ページの「イ 全国調査の調査周期の変更」につきましては、図1のとおり、全国調査の周期を、作付面積調査については、陸稲、かんしょ及び飼料作物を毎年から3年周期に、また果樹及び茶を毎年から6年周期に変更するとともに、収穫量調査については、一部の作物を除き原則6年周期に変更するものです。

これについては、調査の効率的な実施とともに報告者負担の軽減に資するものであり、また、統計データの継続性や調査結果の利活用の観点からも支障はないものと考えられることから、適当と整理しております。

なお、これに関連しては、主産県調査実施年における全国値の推定方法の検証・検討の必要性について、今後の課題として整理しておりますので、後ほど13ページの「3 今後の課題」のところで改めて説明いたします。

説明は以上になります。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、以上のアとイの2つの項目について、御意見をお尋ねしたいと思います、何かありますでしょうか。

特にありませんか。ありがとうございます。

それでは、どちらも適当ということで整理させていただいておりますが、これについては、御了解をいただいたものとさせていただきます。

少し補足的に申し上げますと、2ページ目の調査周期の変更のところ、これは適当ではあるのですが、親委員会の統計委員会でお話ししていると、少し誤解が生まれやすいところがありまして、周期を変更すると、その間が相当不安になるような印象を持たれる場合もあります。現実には、これは中間年に主産県調査を実施して全国値を推計するということですので、そここのところの精度が大事だということで、そういう観点から今後の課題ということで、後ほど、もう少しコメントをさせていただくということにしております。

それでは、これについては適当ということで整理させていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして、今度はウに進ませてもらいたいと思います。

では、事務局から、またポイントの説明をお願いしたいと思います。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは初めに、3ページ下の部分になりますが、(ア) 標本経営体調査における標本設計の変更につきまして、水稻以外の作物に関する収穫量調査において、標本設計の見直しを行うものです。

これについては、前回答申における今後の課題に対応し、過去の調査結果から得られた誤差情報等を踏まえた目標精度の設定や調査対象数の算出など、標本設計を適切に行っているものと考えられることから、適当と整理しております。

続きまして、4ページの(イ) 花き調査における標本設計の変更につきましては、これ

までは一定規模以上の集出荷団体・集出荷業者及び個人出荷農家等を対象とした有意抽出により調査を実施していたところですが、他の調査対象作物と同様に、集出荷団体・集出荷業者については全数調査とするとともに、これらの団体・業者を通じて出荷していない分につきましては、無作為抽出した農業経営体を対象とする標本経営体調査により把握するよう変更するものです。

これにつきましては、調査の正確性の向上等に資するものであることから、適当と整理しております。

説明は以上になります。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、こちらについてはいかがでしょうか。標本経営体調査における標本設計の変更、それから花き調査における標本設計の変更ということですが、よろしいでしょうか。

こちらも、いずれも説明のとおり、正確性の向上に資する、あるいは適切な標本設計を行っているということで、適当ということで整理させていただきたいと思います。これは御了解を頂きましたので、このように進めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは続きまして、今度は「エ 報告を求める事項の変更」について、説明をお願いしたいと思います。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは初めに、5ページの（ア）麦類の作付面積調査に係る調査事項の変更につきまして、図3のとおり、えん麦及びらい麦の把握を廃止するとともに、小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の4麦の青刈り用及びうち飼料用の作付面積の把握を廃止し、子実用の作付面積のみの把握に変更するものです。

これにつきましては、報告者負担の軽減に資するとともに、利活用等の状況を踏まえたものであることから、おおむね適当としております。これまでの審議結果を踏まえまして、6ページの上から8行目になりますが、ただし書きのところで、えん麦の作付面積のうち緑肥用作付面積については、把握する必要があるとの修正意見を付しております。これに沿った修正案につきましては、6ページに図4として掲載するとともに、調査票の修正案は、少し飛びますが、20ページに別添3として添付しております。

続きまして、7ページの（イ）飼肥料作物の作付面積調査に係る調査事項の変更につきましては、図5のとおり、肥料用の作付面積の把握を廃止し、飼料用の作付面積のみを把握するとともに、把握品目については現行の11品目から牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー及びその他飼料作物の4品目に変更するものです。これに沿った調査票の修正案につきましては、21ページの別添4という形で添付しております。

これにつきましては、報告者負担の軽減に資するとともに、利活用等の観点からも支障のないものと考えられることから、適当としております。

なお、7ページの下から3行目になりますが、なお書きのところになります。今後、飼料作物の作付面積全体に係る具体的な作物の状況につきましては、本調査結果及び行政デ

一タから把握可能となることに鑑み、統計利用者の利便性を図る観点から、本調査結果の公表の際、参考として行政データを併載することが必要であるとしております。

続きまして、8ページ、(ウ)茶の収穫量調査に係る調査事項の変更につきましては、図6のとおり、茶種別の把握を廃止するとともに、茶期別の把握を現行の6分類から年間計及び一番茶のみの把握に変更するものです。これに沿った調査票の修正案につきましては、22ページの別添5として添付しております。

これにつきましては、とりあえず適当としておりますが、前回の部会審議において報告が求められた事項であったこともあり、本日の審議結果を踏まえて整理する必要があったことから「P」、保留という形で整理しております。

説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

安倍専門委員が到着されました。どうもお疲れさまです。それでは、これでフルメンバーとなりましたので、引き続き進めさせていただきたいと思えます。

エの報告を求める事項の5ページ目のところから、先ほど御説明いただいた順番に確認させていただきたいと思えます。

まず、(ア)麦類の作付面積調査に係る調査事項の変更ということですが、ここはおおむね適当ということで、審議の中での御意見を踏まえて、えん麦の部分を追加するという修正意見を出すということです。この点につきまして、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、これはこのような修正を加えた上で、おおむね適当という結論とさせていただきたいと思えます。

続きまして、(イ)ですが、飼肥料作物の作付面積調査に係る調査事項の変更ということです。こちらにつきましては、適当ということで整理をしておりますが、後ろの7ページの下のところですが、なお書きを付けさせていただいております。これにつきましてはいかがでしょうか。どうぞ。

○西郷委員 今まで議論があったのかもしれないのですが、7ページの現行の表、作付面積調査の変更の現行案と変更案についてです。左側の場合の一番下にある「その他飼肥料作物」といった場合には、青刈り麦類計であるとか、その他青刈り作物、れんげは、その他には含まれないという理解になると思うのですが、それが右側の変更案に変わったときに、「その他飼肥料作物」に含まれるものが、前と同じなのか違うのかというのが、今少し見ている気になったのですが、これはどちらに整理されていたのでしょうか。

○川崎部会長 そうか。私は、「その他飼肥料作物」の中には全てが入っていると思っていましたが、少しこれは確認させていただいたほうがよろしいですね。

○西郷委員 いや、私もそのように理解していたのですが……。

○川崎部会長 そうですね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 現行の「その他飼肥料作物」には、青刈り麦類とか、その他の青刈り作物は含まれておりませんが、今後は、「その他飼肥料

作物」の中には青刈り麦類とか、その他の青刈り作物も含めた形で、全体量は、全体の把握は変わらないということで、整理をしております。

○西郷委員 分かりました。そうすると、文言は変わらないのだが、調査範囲の変更に伴って、その他の含んでいる範囲も変わるので、数字の時系列的な比較のときには少し気を付けなければいけないという、そういう理解ですね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。

○川崎部会長 なるほど。そうですね、同じ「その他」でも、これからは少し中身が変わるということですね。その点、ある意味、いろんな統計でもその他の部分というのは範囲が変わり得ることなので、ここは特記するほどでもないかなと思いますが、それはそういうことでよろしいですか。

○西郷委員 構いません。

○川崎部会長 分かりました。

この点についてはいかがでしょう。(イ) 飼肥料作物の作付面積調査に係る調査事項の変更ですが、こちらはよろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、これについては御了解を頂いたものとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは次のページ、8ページ目の(ウ) 茶の収穫量調査に係る調査事項の変更ということです。これは、本日御説明いただきました部分ですが、きちんと我々も納得のできるような御説明だったと思いますが、このような記述ということで、全体として適当であるという整理とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、特に御意見ないようですので、ここのペンディングの部分は適当であるという整理で、このような形で了解を頂いたものとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次の9ページ目からということになりますが、ここにつきまして、また事務局からポイントの説明をお願いしたいと思います。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当) 付副統計審査官 それでは、9ページの「オ 調査票の変更等」の(ア) 作付面積調査票及び収穫量調査票の統合等につきましては、陸稲、麦類、かんしょ及び飼料作物の関係団体用調査票について、作付面積調査票及び収穫量調査票を統合するものです。また、それに伴い、飼料作物の作付面積調査の実施時期及び結果公表時期を、図7及び図8のとおり、変更することとしております。これに沿った調査票の修正案につきましては、23ページで別添6として添付しております。

続きまして、10ページの(イ) 野菜指定産地用の調査票の作成等につきましては、野菜の作付面積や出荷量等を把握する関係団体用調査票につきまして、従前の調査票を分離し、新たに野菜指定産地用の調査票を作成し、当該調査票には指定産地名や市町村名等をプレプリントすることとしております。これに沿った調査票の修正案は、24ページの別添7という形で添付しております。



続きまして、11 ページの（ウ）収穫量の増減要因等の記載様式の変更につきましては、関係団体用の収穫量調査における収穫量の増減要因等について、従来の記述方式から選択方式に変更するものです。これに沿った調査票の修正案は、25 ページの別添 8 という形で添付しております。

続きまして、同じ 11 ページになりますが、（エ）収穫量調査における主な被害の要因に係る選択肢の追加につきましては、関係団体、製糖会社及び農業経営体を対象とする収穫量調査におきまして、近年鳥獣害による被害が事業・営農意欲の減退や耕作放棄地の増加等をもたらし、深刻な影響を与えていることから、主な被害の要因を把握する選択肢として鳥獣害を追加するものです。これに沿った調査票の修正案は、26 ページに添付しております。

最後に、同じ 11 ページの（オ）農業経営体用の飼料作物の収穫量調査における各種変更につきましては、農業経営体用の飼料作物の収穫量調査について、調査する面積に係る表記の変更や、収穫量の記入欄の追加等を行うものです。これに沿った調査票の修正案は、27 ページに別添 9 として添付しております。

以上の（ア）から（オ）につきましては、これまでの部会審議を踏まえ、いずれも適当としております。

説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

今の調査票の変更等については、5つの項目がありますので、順番に確認させていただきたいと思います。

まず、（ア）のところですが、作付面積調査票及び収穫量調査票の統合等ということです。これは適当と整理をさせていただいておりますが、このような方向でよろしいでしょうか。

では、こちらについては特に御意見ないようですので、これは御了解を頂いたものとさせていただきます。

続きまして、（イ）野菜指定産地用の調査票の作成等ということです。これも適当と整理させていただいておりますが、よろしいでしょうか。

これは、正確な報告の確保に役立つということで、適当ということで、特に御意見ないようですので、これで整理させていただきます。ありがとうございます。

それから続きまして、（ウ）収穫量の増減要因等の記載様式の変更ということです。こちらはいかがでしょう。選択方式であることで、より記入しやすく、また審査もしやすくなるということのようですので、よろしいでしょうか。

では、これは御了解を頂いたものとさせていただきます。

続きまして、（エ）収穫量調査における主な被害の要因に係る選択肢の追加ということで、鳥獣害の追加ということですが、これはいかがでしょう。

では、こちらも適当であるということで、御了解を頂いたとさせていただきます。

次に、（オ）農業経営体用の飼料作物の収穫量調査における各種変更があります。いろいろ

る変更がありますが、これらにつきましても、適当ということで整理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

では、特に御意見がないかと思いますので、これも適当ということで御了解を頂いたものとさせていただきます。ありがとうございました。

○安倍専門委員 すみません。

○川崎部会長 どうぞ。

○安倍専門委員 全然本論ではないのですが、27 ページの別添9のところ、例えば記入上の注意のところに、『収穫量計』の」の後に改行してありますけど、この辺はミスですね。記入上の注意、両方とも印刷のミスですね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ええ、ミスです。申し訳ありません。

○安倍専門委員 それは大丈夫ですね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。

○安倍専門委員 以上です。

○川崎部会長 そうですね、本当だ。そのあたりは少し見やすく、たまたまレイアウトが崩れたのだらうと思しますので、よろしく願いいたします。

では、その点、ほかには何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これも御了解を頂いたものとさせていただきます。これで、今の項目が5つとも終了したということになるかと思います。

では、次は集計事項の変更というところですかね。また事務局からお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 12 ページの「カ 集計事項の変更」につきましては、今回の調査票の新設や調査事項の変更等に伴い、関連する集計事項を変更するものであることなどから、適当としております。

同じ12 ページ下の「2 前回答申における指摘事項への対応状況について」です。(1) 標本経営体に係る標本設計の検討につきましては、先ほどの標本経営体調査における標本設計の変更で御了承を頂きましたとおり、適当としております。

続きまして13 ページ、(2) 調査に係る誤差情報の提供につきましては、29 ページ以降で別添10として添付しておりますとおり、平成20年度調査結果から、農林水産省のウェブページや調査結果報告書において、関係団体及び標本経営体に対する各作物別の調査結果に係る誤差情報を提供していることから、適当としております。

同じ13 ページ、中ほどのなお書きのところになりますが、本調査では、標本経営体調査について標本設計の見直しを行い、新たに目標精度の設定、標準誤差率といった情報の提供が可能となることから、これまで以上に提供する誤差情報の充実を図ることが必要としております。

説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございました。

では、以上の3項目につきまして、順番に確認させていただきたいと思います。

まず、12ページのところの集計事項の変更ということです。これは調査の内容の変更に伴っての集計の変更ということですが、適当と整理させていただいております。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、これは了解を頂いたものとさせていただきます。

それからその次ですが、今度は前回答申の指摘事項への対応で、1番目に標本経営体に係る標本設計の検討ということです。これにつきましては、適切な見直しを行ったものということで、適当であると整理させていただいております。いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○西郷委員 すみません。内容的にはよろしいのですが、(1)の上のところの文言なのですが、その2行上の、2の最初の段落の3行目のところなのですが、括弧の中の一番最後のところが達成誤差と記載してあるのですが、誤差というものはあまり達成してほしくもないものなので、達成精度とか、何かもう少し別の用語にしたほうが良いのではないかという印象なのですが。

○川崎部会長 なるほど。確かにそうですね。

○西郷委員 誤差は被ってしまうものなので、だけでも、目標にしていた精度と達成された精度とがずれるから、達成精度をきちんと表示しなさいという意味だと思うのですが。確かに、アテインされてしまった誤差であると言えば達成誤差と言えないこともないのですが、あまり積極的に言うものでは……、その方が良いと思うので。

○川崎部会長 そうですね。やはりこれは達成精度ですね。通常の言葉ですと、おっしゃるとおりで、これは少し見落としていましたが。

事務局から、何か御意見ありますか、言葉遣いとして。

○山下総務省政策統括官（統計基準担当）付統計利用専門官 前回答申においては、達成誤差等と記載されておりまして、そこからの転記なのですが。

○西郷委員 すみません。それは私の責任でもありますね。

○川崎部会長 いやいや、気付いたときは、改むるにはばかることなかれという精神で、やはり達成というと日本語ではポジティブなイメージがあり過ぎますね。ということで、精度であればポジティブでも良いかと思いますが、ここは言葉としては修正させていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、ここはそういう修正を加えた上での適当という整理でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、(2)の13ページに進みますが、こちらの誤差情報の提供につきましても、きちんと提供していくということですので、これも適当と整理させていただいておりますが、これまで以上に誤差情報の充実を図ってくださいということ、なお書きをお願いしております。こういった整理でいかがでしょうか。

○西郷委員 すみません。内容的には、これで全く問題ないと思うのですが、また文言

の問題というか、用語の問題で……。標本数という言葉は、少なくとも学会のレベルではなるべく避けるようにという流れになっております。

○川崎部会長 そうですね。

○西郷委員 標本とは、集めてきた全体のことを言うのであって、中に入っている要素一個一個のことを言う言葉ではないというのが一応整理なので、標本数というと、集まりとしての標本が幾つも幾つもあるような印象を与えてしまうので、なるべく避けるべきだと。なので、言葉の定着度からいうと、標本数よりはずっと劣るのですが、標本の大きさであるとか、あるいは標本のサイズであるとか、サンプルサイズであるとかという、サイズという言葉で集合の中に含まれている要素のことをいうのが普通というか、本式なので、この標本の大きさとか、標本サイズという言葉が定着するかどうか分かりませんが、この調査だけではなくて、ほかの調査も含めて、用語の整理というのを今後考えていったほうが良いと思います。

その伝でいうと、母集団数というのはやはり少し妙な表現で、母集団のサイズであるとか、母集団の大きさであるとかというように言わないと、あまりよくないかなと。

ついでに言うと、公的統計の結果表章の英訳で、ナンバー・オブ・サンプルズと記載してあるのが結構あって、あまりよくないと思っていますので、この際、直していただければと思います。

○川崎部会長 おっしゃるとおりですね。では、標本サイズ、標本の大きさ、標本規模、幾つか言葉がありますが、どれでいきましょうか。英語のサイズというのも、私は個人的には日本人として抵抗があって。

○西郷委員 お任せいたしますので。

○川崎部会長 ほかの答申なんかで、どれを使っていますかね。その中での適当な言葉とさせていただきますこととします。

○西郷委員 ほかの答申は、まだ標本数とか、そういう。

○川崎部会長 多いかもしれませんね、まだ。

○西郷委員 標本数という言葉は、日本語としてはもう定着してしまっているの。

○川崎部会長 多いですね、確かに。

○西郷委員 教科書の中でも標本数と記載してあるものはたくさんありますので、なかなか変えることは難しいかなという感じもするのですけど。

○川崎部会長 では、ひとまず標本の大きさ、それから母集団の大きさと、ここではさせていただいて、他の調査でそこを意識して変え始めているのがあって、横並びにした方が良い場合は、その言葉を換えさせていただきますが、そのようなことで用語の修正をさせていただきます。御指摘ありがとうございます。

では、言葉の表現も含めまして、このような整理ということで、適当であるということの整理でよろしいでしょうか。

では、これにつきましても、御了解を頂いたとさせていただきますと思います。

それでは、最後の項目になりましたが、今後の課題というところです。これにつきましては、先ほども少し話題になりましたが、主産県調査に変えていくことにつきまして、これは統計委員会でも、全数でなくて大丈夫かという御意見等も出たりしておりますので、この点はある程度精度について慎重に考えていく必要があろうかと感じております。そのようなことから、このところで今後の課題として、13 ページの文章を記載させていただこうと考えております。

このような考え方でありますが、皆様いかがでしょうかということで、御意見をお尋ねしてみたいと思います。ここは、一応ペンディング、「P」というマークが付いておりますので、どうぞ御自由に、また改めて御意見を頂けたらと思います。

○野崎審議協力者 よろしいですか。

○川崎部会長 どうぞ、お願いいたします。

○野崎審議協力者 一番最後の行なのですが、全国値の推定方法について検証・検討した結果は、どのように公表されたり、どのように活用されるのか、どのようにお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

○川崎部会長 なるほど。これは通常の分析をしながら、多分何らかのコメントをしていただけるのだらうとは思いますが、どうでしょうか、何か、報告までをきちんとまとめて定期的にやるというのは、少し重荷なのかもしれないと思いますが。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 現状では公表することまでは、この部分については考えておりませんが、非主産県の増減率の推計をどのような形で行うのかということにつきましては、今回お示ししています主産県調査の増減率を広げていくというやり方もありますし、ほかにも、例えば過年次の非主産県の動向を見て、それを直近年に反映させるというやり方もありますので、今後検証してみて、どちらがより正しい推計になるのかというのを検証し、現在のやり方と変えたほうが良いということであれば、統計委員会に御相談をして、変えていくということになるのだと思っております。

○川崎部会長 ありがとうございます。

○野崎審議協力者 分かりました。

○川崎部会長 よろしいでしょうか。確かに、推計方法は多分いろんな前提を置けば変わり得るでしょうから、そこら辺をいろいろ試行錯誤しながら、また報告書の中に載せられる数字も工夫しながら、それをまた報告書の説明の中に加えていただくということのかなと理解しました。そういうことでよろしいでしょうか。

○野崎審議協力者 はい。

○川崎部会長 ほかにはいかがでしょうか。

これは、調査の効率化に対しまして、やはり精度はそれなりの維持をしていただくことが必要であるということで、その精度がきちんと確保されていること、また更に精度を高めることが可能であればその方法も導入していただきたいということで、引き続きお願いしたいということで、入れさせていただいております。

それでは、このような形で御了解を頂いたということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、これで最後までまいりました。おかげさまで、いろいろな御意見を頂きまして、また調査実施者側も丁寧に御説明をしていただきまして、本当にありがとうございました。これで一応、答申案として、この部会としてまとめさせていただくことができました。

こうやってまとめました答申案につきましては、来月 11 月 18 日の統計委員会に報告をさせていただきたいと思えます。細かな文言のところ、少しまだ、どちらにしようかというところが残ってはおりますが、基本的には大きな変更がないと思えます。もし何かありましたら、またこの後、メール等で御相談させていただく場合があるかと思えます。また、本日の議事につきましても、事務局から、またメールで御連絡が行くかと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、3回にわたりまして、大分御迷惑をおかけいたしました。おかげさまで順調に審議を進めることができました。委員、専門委員の皆様、審議協力者の皆様、各省の皆様、関係の方々、ありがとうございました。また、調査実施者の皆様、丁寧な御説明ありがとうございました。

では、これでこの部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。